

特定国際船舶等の所有権の保存登記等の税率の軽減

対象税目：登録免許税（国税）

① 措置を講じる背景・課題（政策目的）

- 四面を海に囲まれた我が国は、貿易量の99.5%を海上輸送に依存しており、そのうち約6割を我が国の外航海運事業者が担っている。近年の国際情勢により経済安全保障の確立の機運が高まる中、我が国の経済活動を支える国際海上輸送の安定的な確保が喫緊の課題となっており、その中核を担う国際船舶の確保を図ることが極めて重要となっている。
- また、世界単一市場の中で熾烈な国際競争に晒されている我が国の外航海運事業者が、安全や環境負荷低減といった国際的・社会的ニーズに応え競争力を高めるため、安全性や環境性能等に優れた高品質な船舶（特定船舶）の導入を促進することが求められている。

当該措置の政策体系における位置づけ

- 国土交通省政策評価体系上の位置付け
 - ・政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化
 - ・施策目標：19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する。
 - ・業績指数：66 国際船舶の隻数
- 交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申（平成19年12月「安定的な国際海上輸送の確保のための海事政策のあり方について」）において、経済安全保障の観点から外航日本船舶の意義・必要性が確認され、その必要規模は約450隻と試算された。

② 現行制度の概要

根拠条文：租税特別措置法第82条
 創設年度：平成8年度
 適用期限：令和9年3月31日
 事前事後の計画認定・報告の有無：【事前：有】【事後：無】
 （本特例措置を受けるための事前証明が必要。なお、特定船舶については特定船舶導入計画の認定も必要。）

- 新造船について、対象を国際船舶のうち特定船舶に限定し、税率を以下のとおりとする。
 - ・所有権保存登記 税率 2/1000（本則 4/1000）
 - ・抵当権設定登記 税率 2/1000（本則 4/1000）
- 中古船（既存の外国籍船を日本籍化（フラッグバック）する船舶）について、税率を以下のとおりとする。
 - ・所有権保存登記 税率 3.5/1000（本則 4/1000）
 - ・抵当権設定登記 税率 3.5/1000（本則 4/1000）

減収額

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
金額（億円）	0.68	0.36	0.66	0.62	0.26	0.87

（出所）海事局調べによる

③ アクティビティ

- 本特例措置により、国際船舶の取得に係るコストを軽減することで、外航船舶の取得に対して税負担等の免除・軽減措置を講じている諸外国との競争環境を整える。

④ アウトプット

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	19	14	31	34	10	16
適用額（億円）	1,367.59	715.42	1,311.22	1,239.78	526.03	625.00

（出所）海事局調べによる

○アウトカムに対する効果分析

アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	○ 登録免許税が軽減され、国際船舶の取得コストが低減された結果、国際船舶取得へのインセンティブが働き、国際船舶の隻数が増加する。また、安全・環境性能に優れた高品質な特定船舶の導入も進み、新造の国際船舶のうち特定船舶の特例を活用した隻数の割合が増加する。
⑤ 短期アウトカム	○ 国際船舶の隻数の増加、新造の国際船舶のうち特定船舶の特例を活用した隻数の割合30%の達成 <ul style="list-style-type: none"> 指標：隻数、割合 目標値：345隻まで増加（令和8年度末）、30%（令和7年度） 対象期間：令和6年度～令和8年度
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	○ 本特例措置の活用が進み、国際船舶の隻数が更に増加する。また、安全・環境性能に優れた高品質な特定船舶の導入も進み、新造の国際船舶のうち特定船舶の特例を活用した隻数の割合も維持される。
⑥ 中期アウトカム	○ 国際船舶の隻数の増加、新造の国際船舶のうち特定船舶の特例を活用した隻数の割合30%の維持 <ul style="list-style-type: none"> 指標：隻数、割合 目標値：358隻まで増加（令和9年度末）、30%（令和9年度） 対象期間：令和6年度～令和9年度
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	○ 本特例措置の活用が進み、国際船舶の隻数が更に増加する。また、安全・環境性能に優れた高品質な特定船舶の導入も進み、新造の国際船舶のうち特定船舶の特例を活用した隻数の割合も維持される。
⑦ 長期アウトカム	○ 国際船舶の隻数の増加、新造の国際船舶のうち特定船舶の特例を活用した隻数の割合30%の維持 <ul style="list-style-type: none"> 指標：隻数、割合 目標値：450隻（日本船舶・船員確保計画の基本方針における目標値）、30% 対象期間：令和6年度～

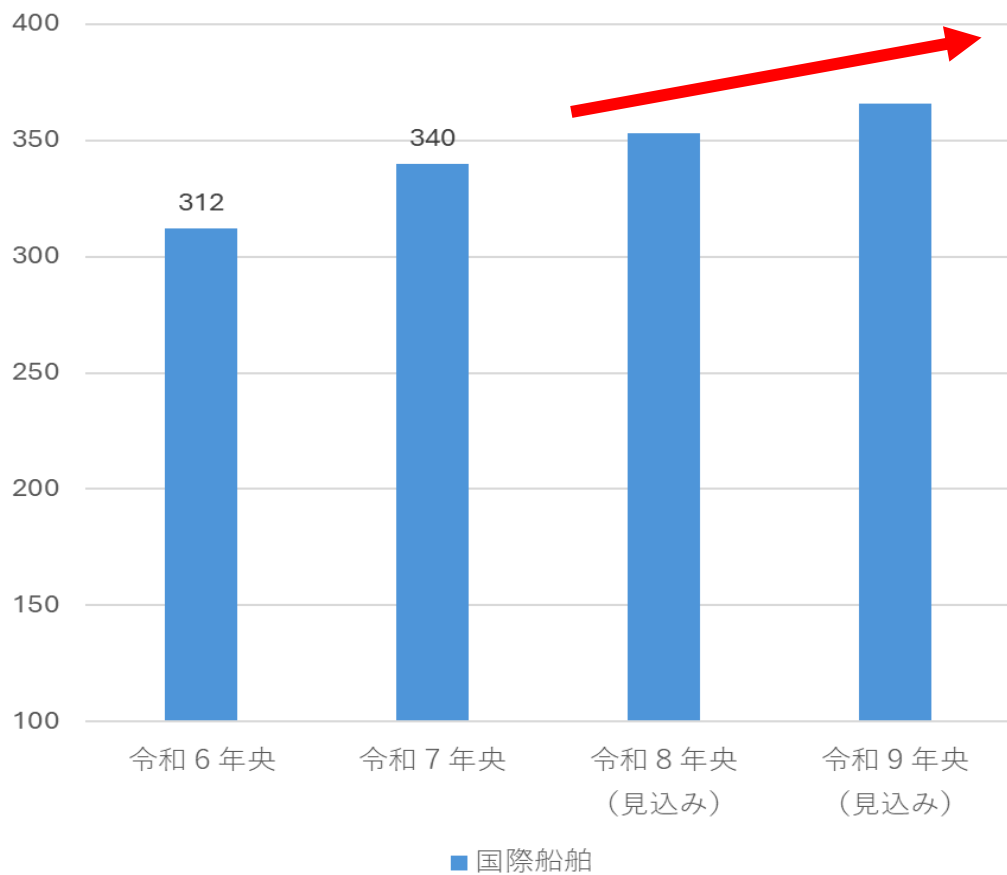
分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
国際船舶の隻数	
国際船舶に占める特例を活用した特定船舶の割合	
日本船舶・船員確保計画における日本船舶の隻数	国際船舶を含む外航日本船舶の導入実績、今後の導入見込みが把握できるため。
登録免許税に係る軽減証明の申請数	特例の利用件数が把握できるため。

分析手法：時系列分析

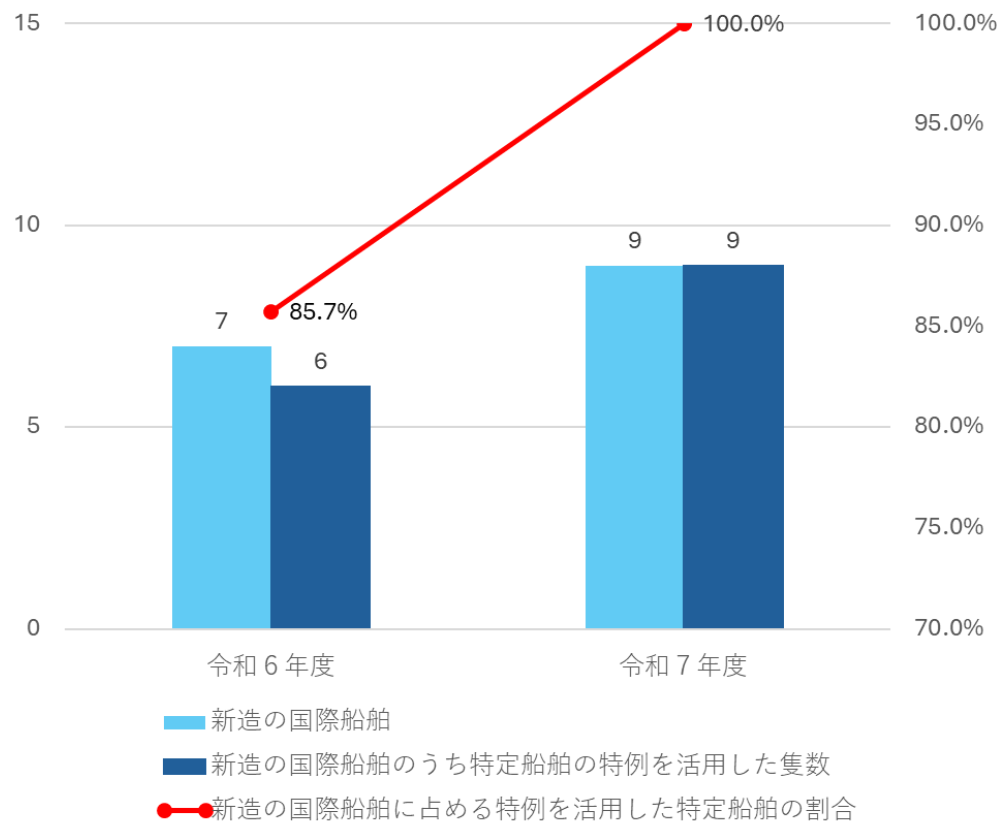
選定理由：複数年度の傾向を分析することにより、本特例措置が国際船舶等の導入に寄与しているか検証することが可能であるため。

(隻)

国際船舶の隻数



新造の国際船舶に占める特例を活用した特定船舶の割合



(出所) 海事局調べ

○ 評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際船舶の隻数は、令和7年度央時点で340隻であり、目標の達成に向け、順調に推移している。 ○ 新造の国際船舶のうち特定船舶の特例を活用した隻数の割合は、令和7年度で100%となっており、目標は達成している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際船舶の隻数は、令和7年度央時点で340隻であり、目標の達成に向け、順調に推移している。 ○ 新造の国際船舶のうち特定船舶の特例を活用した隻数の割合は、令和7年度で100%であり、目標の達成に向け、順調に推移している。 ○ 引き続き、中長期的な検証が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際船舶の隻数は、令和7年度央時点で340隻であり、目標の達成に向け、順調に推移している。 ○ 新造の国際船舶のうち特定船舶の特例を活用した隻数の割合は、令和7年度で100%であり、目標の達成に向け、順調に推移している。 ○ 引き続き、中長期的な検証が必要である。
② 達成できていない場合の要因	—	—	—
③ 政策効果等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国の外航海運事業者が、本特例措置を活用して実際に国際船舶の導入を進めていることが確認できる。本特例措置は、国際船舶の保有に伴う費用を軽減することにより、我が国の外航海運事業者の財務的制約を改善させ、高品質な国際船舶の保有に向けた投資判断を行いやすくするインセンティブとして機能していることが認められる。 ○ なお、本特例措置の対象となり得る海運事業者に広く利用されており、特定の者への偏り等は認められない。 		
④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外航日本籍船の増加促進のために補助金を講じることは、WTOや経済連携協定（EPA）における内国民待遇義務に抵触する恐れがあるため、補助金では対応できない。このため、税制特例により措置することは妥当である。 		
⑤ 見直しの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今回の自己点検における効果分析に加え、昨今の国際情勢も踏まえつつ、現行措置の見直しを含めて検討する。 		

主担当部局 : 国土交通省海事局外航課
 共管担当部局 : —